



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 165

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2018年2月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～車の安全装備に関する指導をしていますか
- 3・交通事故の裁判事例～修理車の慣らし運転中の事故を通常の業務と認定
- 4・今日の朝礼話題～屋根の雪を落としながら走るのは危険
- 5・【新発売】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」
- 6・【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」
- 7・【おすすめ】小冊子「雪道・凍結道の危険をイメージしよう」



★2月後半の安全管理ごよみ

◆1日（木）～28日（水）

——省エネルギー月間

——全国生活習慣病予防月間

◆17日（土）～23日（金）

——アレルギー週間

◆20日（火）～22日（木）

——危険予知活動トレーナー研修会（中央労働災害防止協会）

◆20日（火）～23日（金）

——2018 産業安全対策シンポジウム（第40回）

◆22日（木）

——自動車安全セミナー（中国運輸局）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/01/10/kongetsu-untentkanri-2018-feb/>

危機管理意識を高めよう

『車の安全装備に関する指導をしていますか』

自動車の安全装備に関する技術は年々進歩していますが、今のところはまだ現実に走行している車の安全装備は完璧ではなく、あくまでもドライバーの安全運転を援助するものでしかありません。

国民生活センターが、先進安全自動車の所有者2,000名に対して使用実態を調査したところ、ドライバーの4人に1人が「想定外の出来事」を経験していることがわかりました。

自社の使用する車に安全装備がつけられている場合は、管理者としても装備の機能と限界についてよく理解するとともに、ドライバーへ指導しておくことが重要です。…

【続きを読む↓】

<https://goo.gl/PHGVAX>

■交通事故の裁判事例

今回は、顧客から車両修理を依頼され、その慣らし運転中に生じた事故について、「通常の整備作業の過程を著しく逸脱して使用していた」という免責事項に当たらないとした事例を取り上げます。

『修理車の慣らし運転中の事故も通常の業務に当たると認定』

【事故の状況】

平成26年2月1日午前4時30分ごろ、Aは顧客から預かった車のクラッチを修理し、その調整、慣らし運転のために岐阜県可児市の道路を走行してい

たところ、左カーブを曲がり切れず、反対車線のカーブミラーに衝突し車両を損傷させました。

Aが勤務していた修理会社は、締結していた自動車管理者賠償責任保険契約に基づき保険会社に対して車両とカーブミラーの修理費を請求しましたが、保険会社では、Aが通常のルートを外れ自宅に着替えを取りに帰る予定であったことなど、私的な目的で使用している間の事故であり、業務遂行の通常過程で発生した事故に該当せず、免責事項に当たるとして支払いを拒否しました。

裁判所では次のように述べて、免責事項に当たらないとして保険金の支払いを認めました。

【裁判所の判断】

「支払い条項の「業務遂行の通常過程」というのは、一時的な私用目的まで全く許容しない趣旨とは解されない。また、免責条項にある「私的な目的で使用している間」というのは、当初から業務とは関係のない私的な目的で車を使用している場合と解され、たとえば慣らし運転の途中、自動販売機で飲み物を買うために駐車した場合まで除外する趣旨とは解されない」

「もう一つの免責条項にある「著しく逸脱した用途に使用されている間」というのは、作業の過程で生じ得る一時的な私的な使用が免責事項に該当するとは解されない。そうすると、着替え等を取るために自宅に数分立ち寄るといった場合まで免責条項に該当するということとはできない」

として、車両とカーブミラーの修理費の計約464万円の支払いを認めました。

(名古屋高裁 平成28年3月9日判決)

■今日の朝礼話題

『屋根の雪を落としながら走るのは危険』

さる1月27日午後3時すぎ、東京都江東区で走行中のトラックの荷台から雪の塊が落ち、後ろを走っていた2人乗りのバイクが落ちた雪を避けようとして転倒し、けがをする事故がありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/01/tw-yanenoyuki/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット・税別・送料実費）

安全運転は「認知・判断・操作」を適切に行うことで成り立っていますが、実際の運転場面ではさまざまな要因によって、安全運転に必要な注意力が低下することがあります。

本冊子では、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、どのような要因で運転への注意力が低下するのかを知ることができます。

「社内にわき見をする危険度」「慣れた場所でぼんやりとする危険度」などご自身の具体的な運転の弱点に気づくことができますので、さらなる安全運転活動へとぜひご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/gd7kt3>

■【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっていますが、同時に自動車の使用には様々なリスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■【おすすめ】小冊子「雪道・凍結道の危険をイメージしよう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 140円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

雪道や凍結路など、冬の運転は他の季節とは違った特別の注意を払う必要がありますが、普段それほど雪の降らない地域ですと、雪道での運転に慣れていないぶん必要な知識が身についていないことがあります。

本冊子は、冬道を走行するにあたって必要な知識が身についているか、また、危険な行動をしていないかを「はい」「いいえ」でチェックすることにより、冬道走行の基本を学んでいただける教育教材です。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/aXbVdz>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成30年2月1日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

